

医療の 1 次・2 次・3 次について

<医療機関>

「1 次医療機関」「2 次医療機関」「3 次医療機関」という表現は、法令等により定義されていないが、一般的な捉え方としては、次の通り。

- ① 1 次医療機関・・・外来診療によって患者の医療を担当する医療機関。かかりつけ医、日常生活での軽度のけがや病気に対する医療を提供する診療所など。
- ② 2 次医療機関・・・入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院。
- ③ 3 次医療機関・・・二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院。

<保健医療圏域>（兵庫県保健医療計画より抜粋）※一般診療

人口構成、保健医療需給、保健医療サービスを提供するための資源などは、地域ごとに異なっている。県民に適切な保健医療サービスを効率的に提供するためには、県民の生活行動の実態を踏まえた範囲、適当な広がりを持った圏域を設定することが必要であり、次のとおり保健医療圏域を設定する。

① 1 次保健医療圏域

生活に密着した保健サービスの提供とプライマリケアの確保を図る圏域を 1 次保健医療圏域とする。プライマリケアは日常生活圏で確保される必要があり、日常生活の中で提供される基本的な保健サービスは、主として市町が実施主体であることから、市町の区域を 1 次保健医療圏域とする。

② 2 次保健医療圏域（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する圏域）

2 次保健医療圏域は、入院医療を提供する体制の確保を図るため、一般病院及び療養病床の整備を図るべき地域単位として区分する区域である。

但馬全域を 2 次保健医療圏域とする。

③ 3 次保健医療圏域（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 11 号に規定する圏域）

高度、特殊専門的な保健医療サービスの提供を行い、保健医療提供体制の完結を図る圏域として、県全体を 3 次保健医療圏域とする。

<救急>（日本救急医学会HPより抜粋）

- ① 1 次救急・・・軽傷患者（帰宅可能患者）に対する救急医療
- ② 2 次救急・・・中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療
- ③ 3 次救急・・・重症患者（集中治療室入院患者）に対する救急医療

<救急医療体制・救急医療圏域>（兵庫県保健医療計画より抜粋）

救急医療は、医療機関、消防機関、行政機関等が協力して、救急告示制度及び1次救急から3次救急までの救急医療体制によって対応しているが、地域毎に医療資源、医療機関へのアクセス状況等が異なることから、地域の医療資源を効果的に活用し、地域の実情に即した救急医療体制の整備を行うことにより、県民が急傷病時に安心して診療を受けることができるよう、救急医療体制の質的な充実を目指す。

① 1次救急医療体制・救急医療圏域

休日及び夜間における1次救急患者に対応する救急医療機関を確保するため、県下を市・郡・町単位の41地区に分けて、休日夜間急患センターや在宅当番医制により対応することとしている。

朝来市域を1次救急医療圏域とする。

② 2次救急医療体制・救急医療圏域

休日及び夜間における2次救急患者に対応し、1次救急医療機関の後送先ともなる病院を確保するため、圏域内の病院郡が輪番制方式（病院郡輪番制）により対応することとしている。但馬圏域は2地域に分けた2次救急医療圏域で毎夜間及び休日昼間に実施している。

朝来市は、西南但馬（2次）救急医療圏域（朝来市・養父市・新温泉町・香美町）に属する。北但馬（2次）救急医療圏域は、豊岡市単独

③ 3次救急医療体制・救急医療圏域

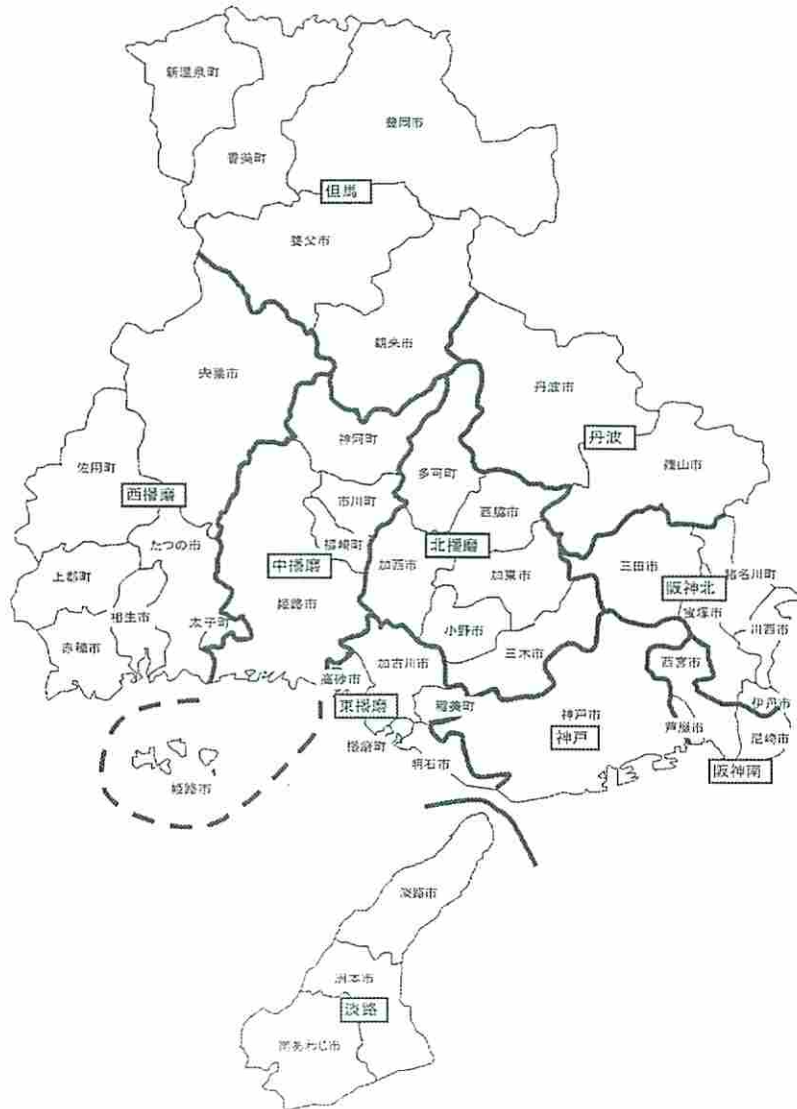
常時、主に3次救急患者に対応し、2次救急病院の後送先ともなる病院を確保するため、3次救急医療圏域として県下を6ブロックに分け、救命救急センター等の3次救急病院を8病院設けている。

朝来市は、但馬（3次）救急医療圏域（朝来市・養父市・新温泉町・香美町・豊岡市）に属する。

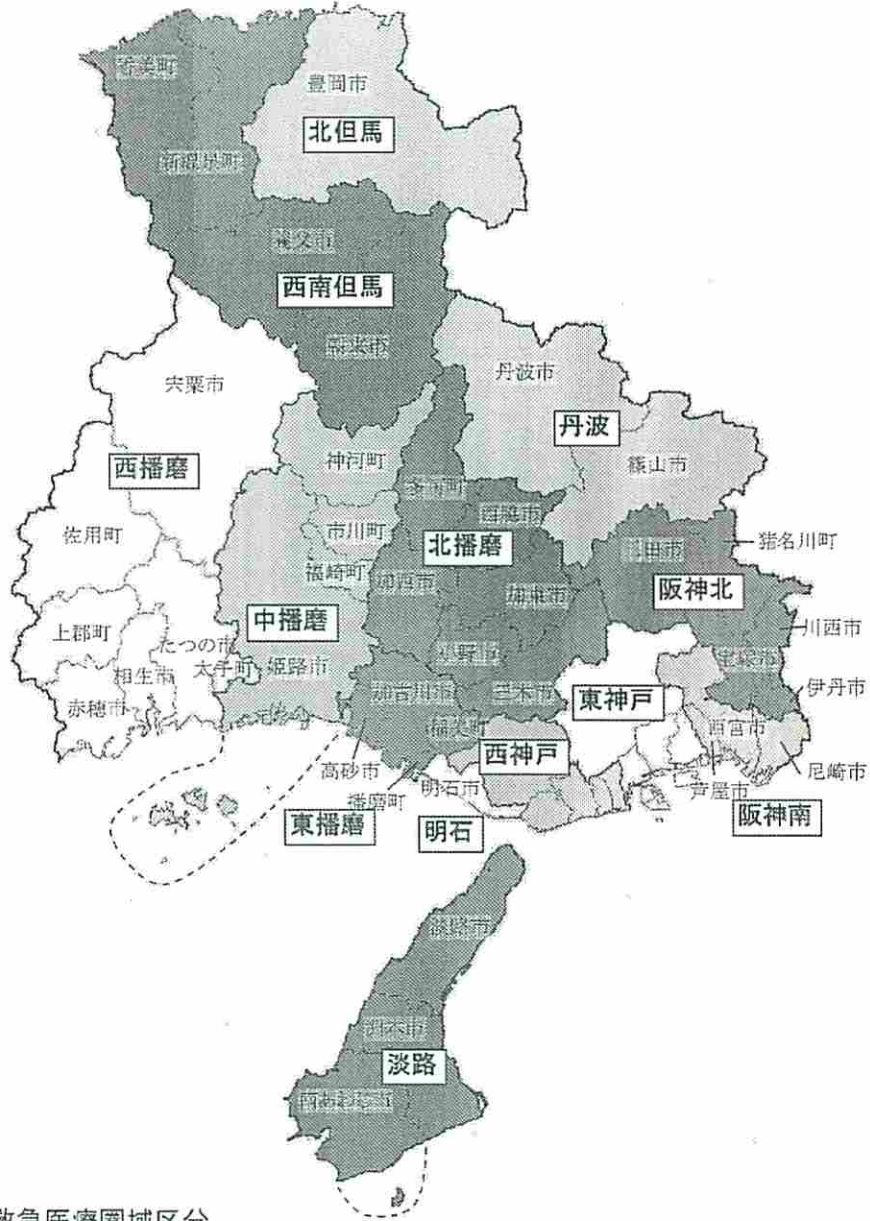
2次保健医療圏域と構成市町

圏域	圏域構成市町
神戸	神戸市
阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町、
西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波	篠山市、丹波市
淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市

2次保健医療圏域



救急医療圏域図



救急医療圏域区分

区分	1次 (市町)	2次 (圏域)	3次 (ブロック)	
地域区分	市、郡、町単位	東神戸	神戸	
		西神戸		
		阪神南	阪神	
		阪神北		
		明石	播磨※	(東播磨)
		東播磨		
		北播磨		(西播磨)
		中播磨		
		西播磨	但馬	
		西南但馬		
北但馬	丹波			
丹波				
淡路	淡路			
計	29市12町	13	6 (7)	

※ 新たに救命救急センターを設置する際に播磨ブロックを分割する。